にこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行う地方公共団体の機関等（㈡において「地方衛生研究所等」という。）は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）による情報並びに病原体及び毒素の収集に協力するものとした。（地域保健法第二六条第二項関係）

㈡　地方衛生研究所等は、その職員に対し、機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与えるよう努めるものとした。（地域保健法第二六条第三項関係）

㈢　国は、㈠の協力及び㈡の機会の付与が円滑に実施されるように、㈠の地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとした。（地域保健法第二七条関係）

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正関係（第八条関係）

1　機構への事務の委託

厚生労働大臣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）における厚生労働大臣の事務について、その一部を機構に行わせるものとした。（感染症法第六五条の四第一項関係）

2　機構による検体の採取等の実施

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、検体の採取、検体若しくは感染症の病原体の収去又は質問若しくは調査を行わせることができるものとした。（感染症法第六五条の五第一項及び第二項関係）

三　新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正関係（第一五条関係）

政府対策本部長は、必要があると認めるときは、機構の長その他の役員又は職員を政府対策本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができることとする等の所要の規定を設けることとした。（新型インフルエンザ等対策特別措置法第一六条第八項及び第一四項関係）

四　その他国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い、船員保険法、国家公務員共済組合法等の関係法律について、国立研究開発法人国立国際医療研究センターを機構に改める等関係規定の整備を行うものとした。（第一条及び第三条～第二一条関係）

五　施行期日等

1　この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとした。（附則第二条～第五条関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、国立健康危機管理研究機構法の施行の日から施行するものとした。

◇道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（国土交通省）

1　道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路整備特別措置法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布日から施行することとした。

◇中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（経済産業省）

1　中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象業種について、クレジットカード業・割賦金融業等を追加することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（経済産業省）

1　公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の受験手数料の額について改定を行うこととした。（第一三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律を、ここに公布する。

御名御璽

令和五年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十三号

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（道路整備特別措置法の一部改正）

第一条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「受けて料金を徴収している」を「受けた」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　地方道路公社が前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該届出に係る第二項第一号に掲げる事項について前条第五項の規定による届出があつたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

第十一条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　地方道路公社が前項の許可を受けたときは、当該許可に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該許可に係る第二項第二号又は第三号に掲げる事項について前条第四項の許可を受けたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

第十一条第三項の次に次の一項を加える。

4　地方道路公社が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該許可に係る第二項第二号又は第三号に掲げる事項について前条第四項の許可を受けたものと、第一項の許可に係る第二項第一号に掲げる事項について同条第五項の規定による届出があつたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

第十二条第一項第二号中「道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路」を「自動車専用道路」に改める。

第十六条第一項中「第十一条第一項の許可（同条第四項」を「第十一条第一項の許可（同条第五項」に改める。

第十九条第一項中「前条第一項の規定により料金を徴収している」を「前条第二項又は第三項の規定による届出をした」に改め、同条に次の一項を加える。

4　有料道路管理者が前二項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該届出に係る第二項各号に掲げる事項について前条第三項の規定による届出があつたものとみなす。

第二十三条第三項中「令和四十七年九月三十日」を「令和九十七年九月三十日」に改める。

第二十四条第一項中「）から」を「）の運転者又は使用者（当該運転者を除く。）（以下「運転者等」という。）から」に、「車両から」を「車両の運転者等から」に改め、同項ただし書中「車両」の下に「（第三項において「緊急自動車等」という。）の運転者等」を加え、同条第二項中「人」の下に「（同項本文に規定する車両の運転者等であるものを除く。）」を加え、同条第三項中「第一項本文の規定により料金を徴収される」を「当該道路を通行する」に、「車両は」を「車両（緊急自動車等を除く。第五十九条において同じ。）の運転者は」に、「道路を通行しなければ」を「当該車両を通行させなければ」に改め、同条に次の一項を加える。